

## 言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 李 尚霖  
論文題目 漢字、台湾語、そして台湾話文  
——殖民地台湾における台湾話文運動に対する再考察——  
論文審査委員 松永 正義教授、安田 敏朗准教授、岩月 純一准教授

### 1 本論文の構成

李尚霖氏の博士学位請求論文『漢字、台湾語、そして台湾話文——殖民地台湾における台湾話文運動に対する再考察——』は、日本統治下の台湾における台湾話文運動を、日本語および漢文との関わりの中で論じたものである。台湾話文とは台湾語の口語文をいい、台湾話文運動とは30年代の郷土文学論争の中で主張された、台湾話文で書こうとする運動をいう。

本論文は以下の各章から構成される。

- 第一章 30年代の台湾話文運動
- 一 始めに
  - 二 二つの台湾話文
  - 三 『語苑』雑誌と日本下級官僚の台湾語学習
  - 四 漢字と台湾語の記述—日本人の議論を中心に—
  - 五 訓読と台湾話文
  - 六 終わりに
- 第二章 読書の変貌
- 一 始めに
  - 二 科挙制度と郷紳
  - 三 詩社と書房
  - 四 台湾における資本主義の発展と漢文
  - 五 殖民地台湾における漢文
  - 六 終わりに
- 第三章 30年代における言語文化危機——漢文のリテラシーと言語習得——
- 一 始めに
  - 二 文化資産としての「雅」的台湾語
  - 三 日本の教育政策と「雅」的台湾語の衰退
  - 四 20年代における台湾語
  - 五 終わりに

## 結論

## 参考文献

### 2 本論文の概要

これまで台湾話文運動は、30年代の郷土文学論争における論争を中心として、文学の問題として論じられてきた。本論文の特徴は、台湾語の問題を30年代のこうした局面に限ることなく、植民地支配下で伝統社会から近代社会への変容をせまられた台湾社会の中での、台湾語のありようの変化に注目し、また書きことばとしての台湾語という側面に注目して、分析したことにある。

第一章ではおよそ以下のようなことが論じられる。

- 1、日本人官僚、警察官などの台湾語学習を目的として刊行されていた月刊誌『語苑』の分析によって、総督府は在台官僚、警察官の台湾語学習を奨励しており、定期的に行われる台湾語試験の成績が、地位、俸給に関係していたこと、それ故『語苑』のような雑誌の中で、台湾人よりも早くから台湾語によって書くための試みが、日本人によって行われていたこと、こうした試みは台湾人にも一定の影響を及ぼしていたこと、などが論じられる。
- 2、台湾語の表記法としては、教会ローマ字、日本人による仮名表記、漢字などがあったが、日本に対抗するための民族的文化伝統の重視、および旧来の教育機関である書房で、古典を閩南音で読むことによって、書房が台湾語へのパイプの役割を持っており、そのことが漢字への親近性を保障したこと、などの理由から、漢字による表記が優勢であったこと。
- 3、台湾語には漢字表記のない語が多くあるが、これらの表記に訓読字（転注）、仮借字、本土字（新字）のいずれを用いるかの問題がある。『南音』などで台湾話文の論陣を張っていた郭秋生と黄石輝でも、前者は本土字を主張し、後者は中国とのつながりを確保するために訓読字を主張するなどの違いがあり、また同じ訓読字を主張する黄純青にとっての「中国」は近代中国ではなく文化伝統＝カルチュラル・チャイナである点で黄石輝と異なり、更に日本人の小野西洲が訓読字を主張するのは、「国語」の一部として台湾語を位置付け、日本語との共通性を考えるからだ、というふうに、さまざまな考えかたがあった。

第二章では、次のことが論じられる。

- 1、糖業資本を代表とする大資本は日本の資本であったが、その下にある中小の資本ではむしろ台湾人資本が優勢であり、日本人は駆逐されていく傾向にあった。こうした中小資本の場での言語は当然台湾語であり、またこうした資本の活動に用いられる書面語は漢文だった。日本による近代教育に対して書房教育が根強く残っていた理由や、小学校における漢文教育の存続を台湾人が強く望んだ理由は、日本に対する抵抗というよりも、こうした生活上のリテラシーの必要から考えられるべきである。
- 2、書房教育は本来科挙のための教育機能と漢字のリテラシー教育のふたつの側面を持っていたが、日本による植民地化は前者の機能を無用のものとし、後者の機能を近代的社会への変容に対応するものとして拡大していった。ここに起こったことは漢文の世俗化というべ

き事態であり、それは書房や書院が、鸞堂になっていった例が多いこと、すなわち漢文が大伝統と切れて小伝統と癒着していったことなどからも証明することができる。

- 3、上記のような漢文の世俗化は、アンダーソンのいう民族の想像の基盤を成したものと考えられる。

第三章では次のことが論じられる。

- 1、台湾語には文言文に近い「雅」の台湾語と、オーラルなレベルでの「俗」の台湾語ともいべき区別があり、両者の違いは単語や文体の違いとして感得されるだけでなく、文言音と白話音という音の違いとしても感得される。
- 2、日本時代を通じて「雅」の台湾語の部分は、徐々に日本語に置き換えられていったと考えられる。

### 3 本論文の成果と問題点

本論文は日本植民地支配下での台湾語の問題を、郷紳層という社会階層の側面、台湾人資本という社会経済史的な側面、また他の言語変種（「国語」や漢文）との競合関係といった側面など多角的な側面から論じ、日本語、中国語、台湾語という言語の競合の問題、漢字という文字の問題、漢文という伝統文化の近代化の問題など、さまざまな問題の絡み合う問題を整理することに、相当程度成功している。また理論的に推定することはできても、資料的に裏付けることの困難なこうした問題を、よく拾いだしてきた資料の裏付けを以て論じていることも、本論文の優れた点だと考えられる。

本論文の独創は次の諸点に見出すことができる。

- 1、これまで書き言葉としての日本語、中国語に対する話し言葉としての台湾語という枠組みで語られてきたのに対し、書きことばとしての漢文に注目することによって、台湾語の問題を話し言葉としての側面に限定して論ずることなく、より広い視野から論ずることを可能にしたこと。本論文の最大の功績はおそらくここにある。
- 2、漢文に職業生活、日常生活に必要なリテラシーとしての側面を見出し、日本時代の台湾人社会における漢文の意味を明らかにしたこと。
- 3、『語苑』というこれまでまったく取りあげられることのなかった資料を発掘し、日本人による台湾語の研究、教育の実態を明らかにしたこと。
- 4、書房の変容や鸞堂との関係によって、漢文の世俗化という観点を提出したこと。
- 5、「雅」の台湾語と「俗」の台湾語という視点の提出によって、台湾語の問題をより多角的に考える手がかりを与えたこと。

また台湾語における雅／俗の別と対応するものとしての文言音／白話音の問題なども、興味深い指摘と思われる。

しかしながら本論文には問題もないわけではない。個別の問題としては、

- 1、第一章での黄石輝、郭秋生、黄純青などの台湾語観の相違が述べられているが、そうした分析が第一章あるいは本論文全体の論旨とどう関わるのかが、必ずしも明示的に説明されていないこと。
- 2、台湾語観の相違を論ずるなら、『南音』の同人たちや鄭坤伍など他にも論じられるべきものがあるのではないか。前記の3人で議論の全体像を代表しうるのか、という問題。
- 3、総督府の書房、漢文への弾圧は、台湾人資本との競合というよりは、むしろ近代的学校制度の定着への努力や、20年代の殖民政策の転換と学制改革といった教育政策の面から論じられるべきではないか。少なくともそうした論点をふくんで論ぜられるべきではなかったか。
- 4、漢文の世俗化という視点とアンダーソンの民族の想像という視点が直接結びつけられているが、それは明示的に論証されているわけではなく、ただ断言命題ふうに述べられているにとどまる。

だが最大の問題は、多岐にわたる論点がまだ整理され尽くしたとは言えぬ状態で錯雑していることだろう。本論文の概要として第一章に3点、第二章に3点、第三章に2点の論点をあげたが、これらの論点はそれぞれ別個の問題領域にかかるものであり、それぞれを系統的に論じた上で、各論点の関連が説明されるべきだっただろう。また全体の輪郭や方向の示されるべき序論を欠いていること、先行研究の総括が明示的になされていないことも、本論文を読みにくいものとして

いる。

以上のことから本論文は荒削りの部分を多分に残した状態のものであると言える。しかしながらそうした問題を含みつつもなお、本論文の独創性は高く評価されるべきものと考えられる。

以上のことから審査委員一同は、本論文が独創性に富むすぐれた論文であると認め、一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えられる。

#### 最終試験結果要旨

2006年5月17日

受験者 李尚霖

最終試験委員 松永正義 安田敏朗 岩月純一

2006年5月10日、学位請求論文提出者李尚霖氏の論文及び関連分野について、本学学位規定第8条第1項に定めるところの最終試験を実施した。

試験においては、提出論文『漢字、台湾語、そして台湾話文——殖民地台湾における台湾話文運動に対する再考察——』に関する問題点及び関連分野について質疑を行い、説明を求めたのに対して、李尚霖氏は適切な説明を以て応えた。

よって審査委員一同は、李尚霖氏が学位を授与されるに必要な研究業績及び学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。